

# 特別支援学級の教育課程について悩んでいませんか？



特別の教育課程？  
自立活動ってどんなことをするの？

身近に相談できる人があまりいない・・・

生活単元学習って何だろう？  
作業学習って???

Q & A

ver.1

平成 31 年 3 月

島根県教育センター 教育相談スタッフ 特別支援教育セクション

# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| Q1 特別支援学級とは？                      | 1  |
| Q2 特別支援学級は、どうして「特別の教育課程」が組めるのですか？ | 1  |
| Q3 学級編成の標準人数は何人ですか？               | 1  |
| Q4 特別の教育課程とは何ですか？                 | 2  |
| Q5 「指導時数の配分」における留意点がありますか？        | 2  |
| Q6 「準ずる」とは何ですか？                   | 2  |
| Q7 自立活動とは何ですか？                    | 3  |
| Q8 教育課程を編成する手順は？                  | 4  |
| Q9 時間割を作成するときに注意することは何ですか？        | 5  |
| Q10 「参考にしない」とか「参考にする」とはどういうことですか？ | 5  |
| Q11 道徳科についてはどのようにしたらよいですか？        | 6  |
| Q12 外国語についてはどのようにしたらよいですか？        | 6  |
| Q13 小学校3段階とか、中学校2段階とは何のことですか？     | 6  |
| Q14 評価はどのようにしたらよいですか？             | 7  |
| まとめ                               | 8  |
| 知的障がいのない児童生徒の学級の場合                | 10 |
| 知的障がいのある児童生徒の学級の場合                | 11 |
| 特別の教育課程の内容                        | 13 |

なお、それぞれの学習指導要領については、以下のように表記しています。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「総則編」(幼稚園・小学部・中学部)平成30年3月……………「総則編」

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「自立活動編」(幼稚園・小学部・中学部)平成30年3月……………「自立活動編」

特別支援学校学習指導要領解説「各教科等編」(小学部・中学部)……………「各教科等編」

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説「総則編」……………「小学校総則編」

中学校学習指導要領(平成29年告示)解説「総則編」……………「中学校総則編」

Q1 **特別支援学級とは？**

A1 特別支援学級に関する規定について、法令上では学校教育法に次のように規定してあります。

<学校教育法>

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のため、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

Q2 **特別支援学級は、どうして「特別の教育課程」が組めるのですか？**

A2 学校教育法施行規則第138条で認められているからです。  
「特別の教育課程」を編成しても、小・中学校の目的及び目標の達成をめざすことは同じです。

Q3 **学級編成の標準人数は何人ですか？**

A3 8人です。  
学校教育法第81条第2項  
公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項参照



#### Q4 特別の教育課程とは何ですか？

A4

学校教育法施行規則 第138条に

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができるとあります。

具体的には

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして

- 1 自立活動を取り入れる
- 2 各教科の目標・内容を、下学年の教科の目標・内容に替える
- 3 各教科を、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えるなど

参考：「小学校総則編」p108～、「中学校総則編」p106～

#### Q5 「指導時数の配分」における留意点がありますか？

A5

○年間総授業時数は小・中学校に準ずる

○各教科等のそれぞれの授業時数については各学校で適切に定める

○自立活動の時間を設定して指導する場合、児童生徒の実態によっては年間総授業時数が各学年の総授業時数より多くなる場合、児童生徒への負担が加重にならないよう留意する などです。

特別支援学級は、小・中学校に設置された学級ですので、各学年の標準授業時数を確保しつつ、各教科等のそれぞれの授業時数については、各学校で適切に定めることとなります。その際、児童生徒の実態や、各教科等の目標・内容を十分に踏まえ、指導に必要な授業時数を確保することとなります。

また、自立活動の時間を設定して指導する場合、児童生徒の実態によっては年間総授業時数が各学年の総授業時数より多くなる場合が出てくるかもしれませんが、児童生徒への加重負担にならないよう十分に留意し、定めることが必要です。

参考：「総則編」p210～、「自立活動編」p45～

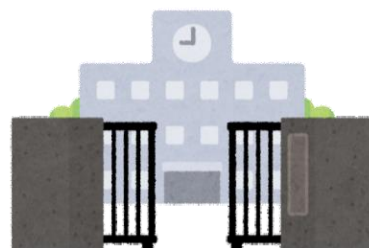
#### Q6 「準ずる」とは何ですか？

A6

原則として「同一である」ということです。

具体的な教育の内容や方法は、障がいの状態等に応じて「適切な教育」を行うという意味です。

参考：「各教科等編」p2他



Q7

## 自立活動とは何ですか？

A7

特別支援学校の教育課程に設けられた個々の障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導領域です。

ここでいう自立とは・・・

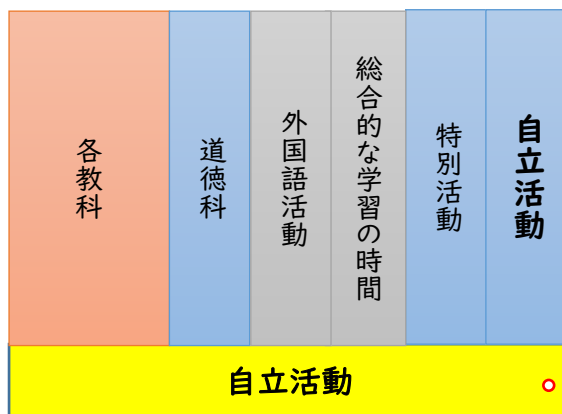
児童生徒がそれぞれの障がいの状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味しています。

参考：「自立活動編」p49

P22



### 教育課程における自立活動の位置づけ



自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導のほか、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行われなければなりません。このことから、自立活動は障がいのある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めていることがわかります。

教育活動全体を通じて指導

参考：「総則編」p188

### 自立活動の区分と内容（6区分27項目）

| 内容        | 項目                                                                                                                                   |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 健康の保持   | (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること<br>(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること<br>(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること<br>(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること<br>(5) 健康状態の維持・改善に関すること |
| 2 心理的な安定  | (1) 情緒の安定に関すること<br>(2) 状況の理解と変化への対応に関すること<br>(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること                                                    |
| 3 人間関係の形成 | (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること<br>(2) 他者の意図や感情の理解に関すること<br>(3) 自己の理解と行動の調整に関すること<br>(4) 集団参加の基礎に関すること                                         |
| 4 環境の把握   | (1) 保有する感覚の活用に関すること<br>(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること                                                                                  |

|             |                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             | (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること<br>(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること<br>(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること                               |
| 5 身体の動き     | (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること<br>(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること<br>(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること<br>(4) 身体の移動能力に関すること<br>(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること |
| 6 コミュニケーション | (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること<br>(2) 言語の受容と表出に関すること<br>(3) 言語の形成と活用に関すること<br>(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること<br>(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること    |

参考:「自立活動編 第6章」

## Q8 教育課程を編成する手順は？

A8 具体的な手順の例を紹介します。

P76



### ① 児童生徒の実態把握（観察・面接・検査など）

- ・障がいの状態や特性を把握する
- ・得意なこと課題点などを見極める
- ・学習面・身辺処理等の生活の様子・コミュニケーション能力、対人関係・運動能力など多面的に捉える
- ・保護者・養護教諭・交流学級の担任などからの情報収集 → 客観的な実態把握

### ② 指導目標の設定

- ①を受けて設定する。
- ・学校の教育目標に照らし合わせて整理する。
- ・実態に即し、特に生活年齢を考慮する
- ・強調する点や留意する点を明確にする
- ・保護者の意向・教師の指導観を反映し、一人ひとりの重点目標を決める



### ③ 学習内容・形態の決定

- ・個々の実態や発達の段階に合わせる
- ・児童生徒、保護者のニーズを十分に理解しながら決定する

### ④ 指導時数の配分

- ・自立活動の時間を特設するかどうか
- ・知的障がい教育の各教科を合わせた指導を取り入れるかどうか



各教科等の時数  
と関わってくる

## ⑤ 時間割の作成

- ・上記の③④が決定し、教務、交流学級担任、中学校は教科担当者などと相談して作成する
- ・交流学級での授業時間・校内での支援学級との合同学習について考慮する
- ・中学校 → 知的障がいのない生徒の教科指導は教科担当が行う
- ・学校に複数の特別支援学級がある
- ・特別支援学級に複数の子が在籍

交流及び共同学習を行うため、特別支援学級の時間割を最初に作成する学校もある

- ・前年度の担任がおよその時間割を作成し、年度内に管理職や教務主任等と編成方針について協議する。



## ⑥ 年間指導計画の作成

- ・年間を通した指導の見通しを立てる

Q9

時間割を作成するときに注意することは何ですか？

A9

例えば・・・

- 日常生活の指導など継続性のある活動は、毎日同じ時間帯に設定
- 生活単元学習や作業学習は、活動の流れや単元のまとまりなどを考えて、時間を設定する
- (実態に応じて)教科の指導は、特別支援学級で指導する
- 交流及び共同学習の時間の配慮
- 担任や教科担当の出入りの時間の配慮  
中学校 → 知的障がいのない生徒の教科指導は教科担当が行う  
○特別教室の割り当て などです。

P77～



Q10

「参考にしない」とか「参考にする」とはどういうことですか？

A10

特別支援学校で行う知的障がい者である児童生徒に対する教育を「参考にする」か「しない」かで

「参考にしない」とは、知的障がい教育を参考にしないことで、「通常の教育課程に準ずる」つまり、「同一である」と言うことです。当該学年の教育課程、若しくは、下学年の教育課程の場合です。(詳細はp10)

「参考にする」とは、知的障がい特別支援学校の教育課程を参考にすることです。(詳細はp11)

Q11

### 道徳科についてはどのようにしたらよいですか？

A11

#### ○知的障がい教育を参考にしない場合

- ①当該学年の内容を実施（自学級又は交流学級）
- ②一部又は全部を下学年の内容に替えて自学級で実施

小・中学校の学級の一つであることから、道徳科の時間を設定し、実施する必要があります。学習の場として、交流学級または自学級にするのか、個別の指導計画に基づき、実施することとなります。

#### ○知的障がい教育を参考にする場合

- ①当該学年の内容を実施することを検討
- ②一部又は全部を下学年の内容に替えて実施することを検討 ※道徳科の時間の設定を検討
- ③知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなど工夫を行う。※合わせた指導の中で

p12にも記載しています。

参考：「各教科等編」p524～

「総則編」p177～、p218～

Q12

### 外国語についてはどのようにしたらよいですか？

A12

#### ○知的障がい教育を参考にする場合

特別支援学校小学部の教育課程に「外国語活動」を設けることができるとありますが、この場合は、小学3年生以上で特別支援学校小学部の国語科3段階の目標・内容との関連を図るとあります。

参考：「各教科等編」p29～

Q13

### 小学校3段階とか、中学校2段階とは何のことですか？

A13

知的障がい教育を参考にする場合、特別支援学校学習指導要領解説各教科編（小学部・中学部）p23に記載してありますが、

「発達期における知的機能の障害が、同一学年であっても、個人差が大きく、学力や学習状況も異なるため、段階を設けて示すことにより、個々の児童生徒の実態等に即して、各教科の内容を精選して効果的な指導ができる（一部抜粋）」ようになっています。

○小学部3段階、中学部2段階の内容を習得し目標を達している場合、相当する学年までの小学校等の目標及び内容の一部を取り入れることができます。

例えば、小学部5年生の児童が、小学部算数の3段階の内容を習得し、目標を達成している場合、小学校算数の3年生の目標・内容を学習することができるとしたことです。これは、多様な学びの場の設定、学びの連続性を重視した対応となっています。

Q14

## 評価はどのようにしたらよいですか？

A14

○知的障がい教育を参考にしない場合は、通常の教育課程に準じた評価があります。

（場合によっては、評価の表し方について、児童生徒の実態に合わせて、学校、保護者と相談して行う必要があります。）

○知的障がい教育を参考にする場合に「音楽」「図画工作」「体育」など、交流学級で学習する場合があります。授業の場が通常の学級であっても、知的障がい教育を参考にした目標と指導内容である場合には、評価も評定ではなく、個々の目標に対する文章評価となります。

通常の学級担任や専科の担当が指導する場合がありますが、その子の目標や指導内容については「個別の指導計画」を活用して共通理解を図る必要があります。

参考：「総則編」p250～、p270～



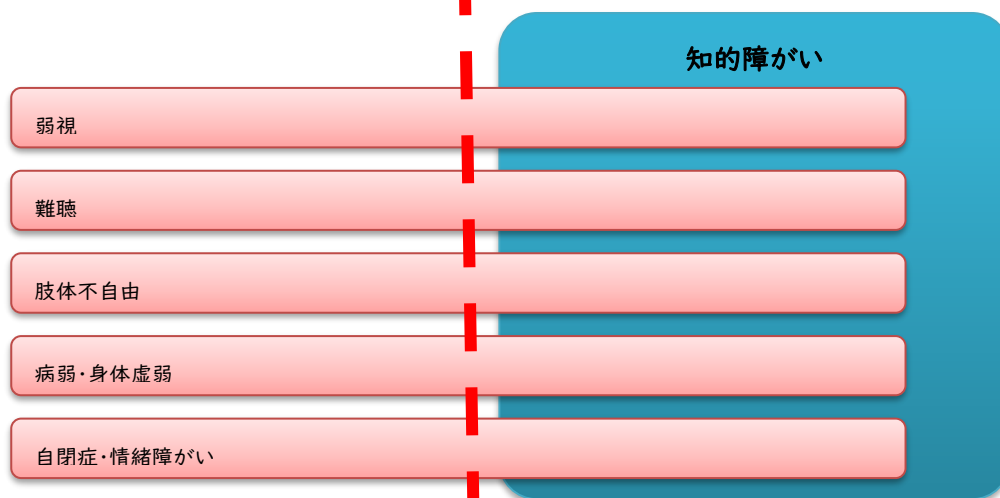
## まとめ

### ◎一人ひとりの児童生徒の実態に応じて教育課程は編成される

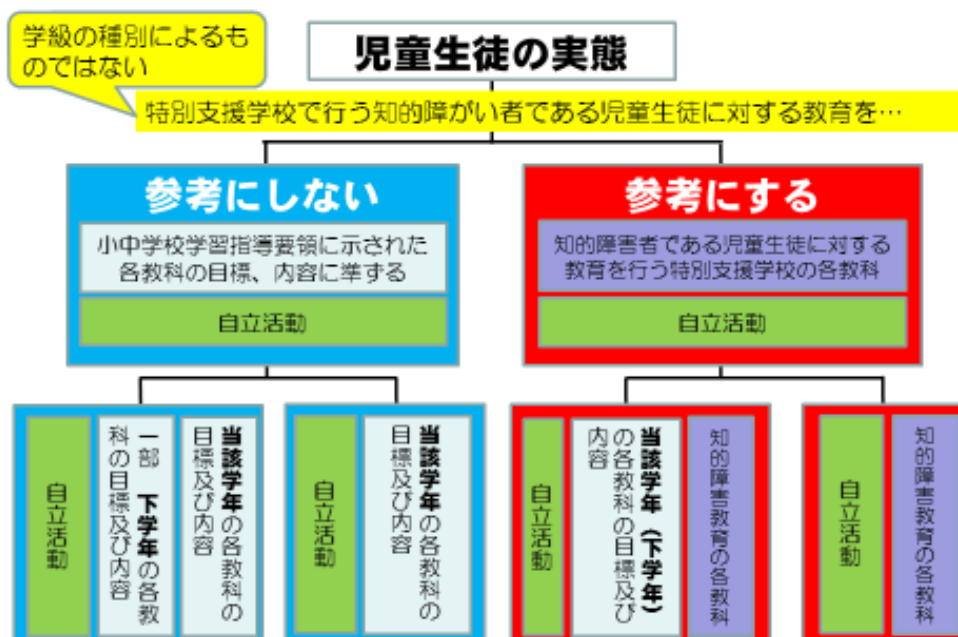
教育課程は、特別支援学級の種別によって教育課程が決まるのではなく、実際は一人一人の児童生徒の実態に応じて教育課程は編成されます。その子が特別支援学校で行う知的障がい者である児童生徒に対する教育を「参考にする」かあるいは「しない」かによって、教育課程の編成が変わってきます。例えば、複数の児童生徒が自閉症情緒障がい学級に在籍している場合に、ある子は知的障がい教育を参考にする教育課程、ある子は参考にしない教育課程ということもでてくることになります。

特別支援学校で行う知的障がい者である児童生徒に対する教育を参考にしない教育課程

特別支援学校で行う知的障がい者である児童生徒に対する教育を参考にする教育課程



### 特別支援学級の教育課程の編成



## ◎ 特別支援学級に児童生徒が入級していることを考える

※一人ひとりの児童生徒のに合わせた学びのスタイル（各教科等を合わせた指導、自立活動等、具体物、体験、興味関心のある題材等）、心の安定（生活の基地）を。

## ◎ 特別支援学級担任を校内体制で支える

※例えば・・・

- ・特別支援学級の教育課程の編成について話し合う機会をもつ
- ・多くの教員が特別支援学級の子どもたちとかかわれるように意識する 等々



特別支援学級在籍児童生徒の学びと育ちの保障  
通常の学級在籍児童生徒の理解教育につながる!!

### 中学校の場合

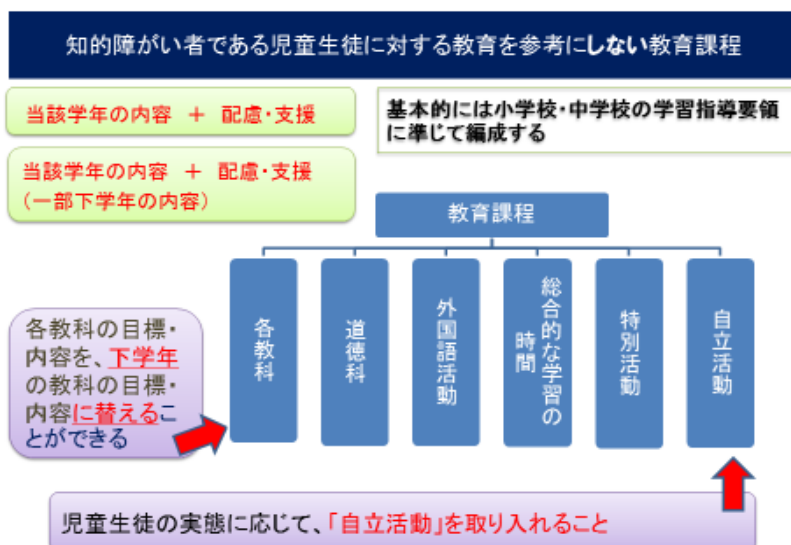


中学校の場合、保有する免許によって指導する教科等が決定します。しかし在籍生徒は障がいによる学習上または生活上の困難さを持っています。かかわるすべての指導者と交流学习のねらいや評価の在り方など十分な検討と共通理解が必要です。生徒の状態にもよりますが、担任も T2 として入って指導したり、他の生徒との間をつなげたりする必要があります。特別支援学級担任でありながら、自学級での授業時数が数時間という状態は望ましくありません。

## 知的障がいのない児童生徒の学級の場合

基本的には小学校・中学校の学習指導要領に準じて編成します。準ずるとは 原則として同じという意味です。しかし特別の教育課程を編成することになりますので、「当該学年の内容に配慮・支援をプラスする」ものとして、自立活動を取り入れます。また「当該学年の内容に（一部下学年の内容）にし、自立活動を取り入れる」といったものになります。

特別の教育課程として、「各教科の目標・内容を、下学年の教科の目標・内容に替えることができる」のですが、児童生徒の今後の就学を考えたときに、下学年を扱っていたことで履修漏れがないようにする必要がありますので、下学年対応をする際には、慎重に考え、保護者とも情報共有しておく必要があります。



実態に応じた教科等の指導と自立活動を取り入れた指導になります。

小・中学校に準じて指導を行うので、道徳や特別活動等の領域\*1の時間を丸ごと自立活動の時間に替えることは望ましくありません。

- 【例】 ① 当該学年の教科等+自立活動  
② 当該学年の教科等+下学年の教科等+自立活動  
③ 下学年の教科等+自立活動

### 知的障がい教育を参考にしない生徒の時間割の例

|   | 月        | 火         | 水        | 木         | 金        |
|---|----------|-----------|----------|-----------|----------|
| 1 | 自立活動     | 国語        | 社会       | 社会        | 自立活動     |
| 2 | 英語       | 数学(交)     | 美術(交)(共) | 体育(合)     | 学活       |
| 3 | 総合(交)(共) | 英語        | 数学(交)    | 英語        | 国語       |
| 4 | 音楽(交)(共) | 理科(交)(共)  | 理科(交)(共) | 技・家(交)(共) | 社会       |
| 5 | 数学(交)    | 国語        | 音楽(交)(共) | 数学(交)     | 体育(合)    |
| 6 |          | 技・家(交)(共) | 道徳       | 国語        | 総合(交)(共) |

※中学校1年生

在籍の学級担任

在籍の学級教科担任

他の特別支援学級と合同

交流及び共同学習

交流及び共同学習担任と共に

\*1 特別支援学校学習指導要領解説総則編では、「道徳」「特別活動」「自立活動」を「いわゆる領域の内容の指導」と表現しています。

- 知的障がいのない児童生徒の学級に、各教科等を合わせた指導が入っていませんか？  
□ 知的障がいのない肢体不自由特別支援学級の生徒の教育課程で、道徳の時間35時間を自立活動の時間35時間に充てて編成していませんか？

## 知的障がいのある児童生徒の学級の場合

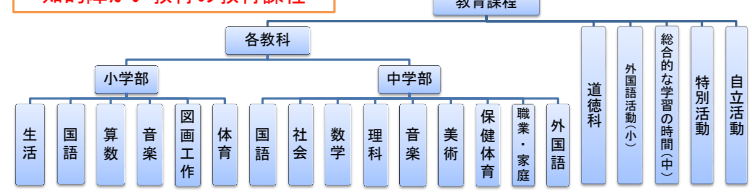
知的障がい教育の教育課程は、各教科等で編成されていますが、児童生徒の状態等に即した指導を進めるため、指導する際には、それを、指導形態に即して分類しなおすことになります。

各教科、道徳、特別活動及び自立活動（各教科等）を合わせた指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合があります。

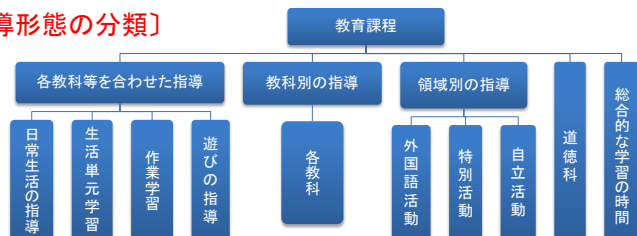
児童生徒の状態や経験に応じて、適切に指導を行うことが必要です。

### 知的障がい者である児童生徒に対する教育を参考にする教育課程

#### 知的障がい教育の教育課程



#### 〔指導形態の分類〕



- 【例】 ① 当該学年の教科等+下学年の教科等+自立活動  
 ② 下学年の教科等+自立活動  
 ③ 知的障がい特別支援学校各教科等+(下学年の教科)+自立活動  
 ④ 知的障がい特別支援学校各教科等+自立活動

※自立活動を特設しない場合は、合わせた指導の中とする

児童生徒の実態に応じて、指導形態として、「各教科等を合わせた指導」を選ぶことができます。【例】①、②を含め、知的障がい学級だから、「作業学習」「生活単元学習」を設定するわけではありません。その児童生徒が最も力を伸ばせる教育課程を編成していくことが大切です。



### 知的障がい教育を参考にする児童の時間割の例 1

※小学校2年生

|   | 月       | 火  | 水     | 木     | 金     |
|---|---------|----|-------|-------|-------|
| 1 | 日常生活の指導 |    |       |       |       |
| 2 | 国語      | 国語 | 国語    | 国語    | 国語    |
| 3 | 算数      | 生単 | 算数    | 図工(交) | 生単    |
| 4 | 体育(交)   |    | 音楽(交) |       |       |
| 5 | 生単      | 算数 | 体育(交) | 算数    | 音楽(交) |

教科別の指導

各教科等を合わせた指導

道徳科  
特別活動  
自立活動

道徳、特別活動及び自立活動は時間として取り上げてはいませんが、「各教科等を合わせた指導」の中で、ねらいを持って計画的に指導を行うとともに、各教科等と関連付ける等して指導を行っています。



知的障がい特別支援学級の児童の教育課程で自立活動の時間の指導は設定せずに編成することは可能です。

## 知的障がい教育を参考にする児童が複数いる学級の時間割の例 2

|   | 児童                                        | 月                           | 火              | 水                       | 木               | 金                | ※小学校          |
|---|-------------------------------------------|-----------------------------|----------------|-------------------------|-----------------|------------------|---------------|
| 1 | 児童A<br>(3年)<br>児童B<br>(4年)<br>児童C<br>(4年) | 日常生活の指導                     |                |                         |                 |                  | 在籍の学級担任       |
| 2 | 児童A<br>児童B<br>児童C                         | 国語                          | 音楽(交)<br>音楽(合) | 算数                      | 国語              | 算数               | 在籍の学級教科担任     |
| 3 | 児童A<br>児童B<br>児童C                         | 総合(合)                       | 生活単元(合)        | 体育(交)<br>体育(合)※<br>生活単元 | 図工              | 生活単元(合)          | 他の特別支援学級と合同   |
| 4 | 児童A<br>児童B<br>児童C                         | 算数<br>自立活動(合)               | 生活単元(合)※       | 生活単元(合)                 | 図工              | 生活単元(合)          | 交流及び共同学習      |
| 5 | 児童A<br>児童B<br>児童C                         | 算数<br>体育(交)<br>体育(合)※<br>国語 | 体育(交)<br>総合(合) | 国語※<br>体育(交)            | 音楽(交)※<br>音楽(合) | 体育(合)            | 交流及び共同学習担任と共に |
| 6 | 児童A<br>児童B<br>児童C                         |                             | 国語(合)<br>自立活動  | クラブ                     | 国語              | 国語<br>自立活動<br>国語 |               |

P19、P46



知的障がいのある児童生徒の学習上の特性として

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくい
  - 成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていない
  - 抽象的なことを理解していくことが苦手
- などがあります。

知識や技能をそれぞれの教科や領域の系統性に沿って指導していくより、まず生活の中で具体的に学習していくことが効果的です。



道徳科について

道徳科の時間の設定を検討した上で、そのことが困難な場合には、知的障がいの学習上の特性上から、実際の体験を重視することが必要であり、教科等を合わせた指導の中で指導することが可能です。

この場合、小・中学校の学級の一つであることから、指導の重点を明確にしつつも、道徳科の内容項目を網羅するように計画を立てる必要があります。つまり、個別の指導計画に基づき、特別支援学級の年間指導計画に、内容項目を記入したり、別葉を作成したりするなど、教育課程に位置づけることが重要です。そのことが、保護者等への説明責任を果たすとともに、指導の継続性を担保することにつながります。



## 特別の教育課程の内容

### 各教科等を合わせた指導

各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うという指導の形態のこと。

- ①日常生活の指導
- ②遊びの指導
- ③生活単元学習
- ④作業学習

生活的・実際的な活動を通して、教科や領域等の内容を具体的に学習していきます。

指導の形態であって教科名ではありません。

参考：「各教科等編」p30～

### 日常生活の指導

とは

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導

するもの

<指導内容>

※生活科を中心として、特別活動の〔学級活動〕など広範囲に、各教科等の内容が扱われる。

例えば・・・

◇衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容

◇あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容

P46



### 遊びの指導

とは

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを

促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくもの

<指導内容>

※生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われる。

題材例・・・

「〇〇ランドで遊ぼう」「水遊びをしよう」「積み木やブロックで遊ぼう」「粉で遊ぼう」

※遊びを教え込もうとすると、児童が遊びに集中しにくくなったりする場合があるので、教師も一緒に遊んだり、さりげなく遊び方を示すなどの関わりが効果的

P47



## 生活単元学習 とは

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、  
実地的・総合的に学習するもの

<指導内容>

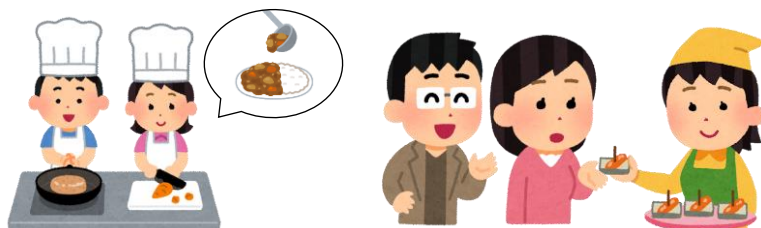
※広範囲に各教科等の目標や内容が扱われる。

例えば・・・

「〇〇ショップを開こう」「宿泊学習をしよう」「図書館に行こう」「畑で野菜を育てよう」

カレー屋さん

(栽培〔理科〕、調理〔家庭科〕、販売、接客〔自立活動〕、  
チラシづくり、宣伝〔国語〕)



ピクニックに行こう

(買い物〔算数〕、調理〔量、計算〕)



P48



## 作業学習 とは

作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、  
将来の職業生活や自立に必要な事柄を総合的に学習するもの

<指導内容>

※児童生徒の働く意欲を培いながら、将来の職業生活や社会自立に向けて基盤となる資質・能力を育むことができるようにする。

<作業活動の種類>

・農耕・園芸・木工・織物・縫製・調理・食品加工・リサイクル・ビルメンテナンス・接客・クリーニング  
・事務・洗車 など



P51



例えば・・・

焼き杉を使って

杉を焼いて作品作りを行う(学校に必要な物を作成する)

パン販売

生産と消費の流れを学習し、働く意欲と態度を育てる



## 交流及び共同学習

特別支援学級の児童生徒が、生活経験を広げ、豊かな学習刺激の中でもっている力を伸ばし、集団生活を通して社会性を育みます。



P83



必要性や目的

教員間の連携

理解教育

通常の学級の児童生徒にとっても、ともに活動することを通して、障がいのある人に対する理解を深め、様々な人々とともに助け合い、支え合って生きていく豊かな心を育みます。



何かご不明な点がありましたら、  
教育事務所 又は 教育センターに  
お問い合わせください。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 松江教育事務所   | 0852-32-5772 |
| 出雲教育事務所   | 0853-30-5682 |
| 浜田教育事務所   | 0855-29-5706 |
| 益田教育事務所   | 0856-31-9673 |
| 隠岐教育事務所   | 08512-2-9775 |
| 島根県教育センター | 0852-22-5870 |
| 浜田教育センター  | 0855-23-6782 |

